

様式第1号 (第2条関係)

市営住宅入居申込書

年 月 日												
(申込先)東御市長					申込人 (〒 )							
この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は申込者(同居しようとする親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であることが判明したときは、入居の決定がされず、又は取り消されても異議を申しません。					現住所							
					ふりがな氏名 (印)							
また、申込者(同居しようとする親族を含む。)が暴力団員であるか否かの確認のため、関係機関へ照会されることに同意します。					電話							
希望住宅名	構	造	受付番号	抽選番号	抽選結果							
勤務先の所在地												
勤務先名					電話							
単身で入居する場合の事由	(1) 60歳以上の者			(2) 身体障害者(程度 級)								
	(3) 戦傷病者(程度 項症 款症)			(4) 原爆被爆者								
(5) 生活保護法に基づく被保護者 (6) 海外からの引揚者												
市営住宅に入居しようとする者	ふりがな氏名	続柄	生年月日	年齢	職業・勤務先	所得額	扶養控除等					
						円	老人	障害	特障	老年	寡婦	特定
		本人					/					
同居扶養以外の親族												
※印欄には記入しないこと。						合計	円	人	人	人	人	人
						平均所得月額	円					
						家賃	円					

該当する記号を○で囲んでください。  
〔 〕内は、できるだけ詳しく書いてください。

住宅困窮の状況	現在の居住状況	現住所の案内図															
1 住宅以外の建物に居住している。 2 保安上危険又は衛生上有害な状態にある住宅に居住している。 3 他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けている。 4 住宅がないため親族と同居できない。 5 風紀上不適当な住宅に居住している。 6 正当な理由により、立ち退きを要求されている。 7 通勤が困難である住宅に居住している。 8 過大な家賃を支払っている。 9 上記以外の場合は、その困窮事情を〔 〕に記入すること。 〔 〕	住居の種類 ア 持家(自己所有) イ 借家(A公営 B民営 C給与 Dその他) ウ 間借り エ 寮 オ 下宿 カ 同居(親、その他) キ その他																
	住居の面積		〔 〕 m <sup>2</sup> (坪)														
	住居の室数		<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>3畳</td> <td>4.5畳</td> <td>6畳</td> <td>7.5畳</td> <td>8畳</td> <td>10畳</td> <td>12畳</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	3畳	4.5畳	6畳	7.5畳	8畳	10畳	12畳							
	3畳		4.5畳	6畳	7.5畳	8畳	10畳	12畳									
	家賃月額		円														
	通勤経路の概略 〔片道通勤時間 時間 分〕																
	今までに入居申込みをした回数		市営住宅 回 県営住宅 回														
	<添付書類> 1 住民票の写し(世帯全員記載のもの) 2 収入状況を証明する書類(所得証明書) 3 納税証明書 4 事実を証明する書類(婚約証明・単身入居の場合の事由欄(1)~(6)のいずれかに該当することが確認できるもの等)																
$\text{平均所得月額} = \left[ \text{所得計} - \left\{ \left( \frac{\text{同居人数}}{\text{同居人数} + \text{同居外数}} \right) \times \text{万円} + \frac{\text{老人}}{\text{万円}} + \frac{\text{障害者}}{\text{万円}} + \frac{\text{特障}}{\text{万円}} + \frac{\text{老年}}{\text{万円}} + \frac{\text{寡婦(夫)}}{\text{万円}} + \frac{\text{特定}}{\text{万円}} \right\} \right] \times \frac{1}{12}$																	

※市営住宅入居申込案内書を必ずご確認の上お申し込みください。

# 市営住宅入居申込案内書

はじめに

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃の賃貸住宅を供給することによって、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として建設されたものであり、民間の賃貸住宅に比べ、様々な入居条件が設定されています。

案内書をよくご覧いただき、入居資格の有無、連帯保証人資格等をご確認いただき申し込んでください。

また、本案内書は発行時の法令等に該当するよう作成しています。法令等の改正により内容が変更になる場合がありますので、申込み時には最新の案内書をご確認ください。

## 1 募集時期

募集は、住宅が空いたとき又は必要があるときに実施します。

広報お知らせ版、東御市ホームページ等をご覧ください。

## 2 入居者資格（以下の条件をすべて満たしていること）

### (1) 一般入居者資格

- 1 申込者が、現在、東御市内に住所、又は勤務場所を有する者
- 2 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。  
婚約者の場合は、挙式日の3ヶ月前から申し込みを受け付けます。
- 3 持家がなく、現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 4 市税等を滞納していない者
- 5 政令で定める基準の収入に適合する者  
所得額 15.8万円/月以下  
所得額 21.4万円/月以下（高齢者・障害者等の世帯）
- 6 入居予定者・同居予定者が暴力団員でない者

### (2) 単身入居者資格

上記(1)一般入居者資格のほか、次のいずれかに該当している方

資格者		申込時に必要な書類
1	60歳以上の者	（住民票、戸籍謄本）
2	身体障害者（1級～4級） 精神障害者（1級～3級）	身体障害者手帳の提示又はその写しの提出
3	戦傷病者（恩給法特別項症から第6項症及び第1款症）	戦傷病者手帳の提示又はその写しの提出
4	原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者法の第11条第1項）	医療特別手当証書又は特別手当証書の提示又はその写しの提出
5	生活保護を受けている者	保護決定通知書の提示又はその写しの提出
6	引揚者（引き揚げた日から5年以内）	永住帰国者証明書の提示又は写しの提出
7	ハンセン病療養所入所者等	国立ハンセン病療養所の長等の証明書

8	D V被害者で次のいずれかに該当するもの 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号一時保護又は第5条保護が終了した日から5年以内 配偶者暴力防止法第10条第1項裁判所がした命令の申立てを行った者でその効力を生じた日から5年以内	婦人相談所長の証明又は裁判所の保護命令決定書の写し
---	--	---------------------------

単身入居が可能な住宅は原則として2DKB以下の規模の住宅です。

### 3 優先枠申込資格

住宅に複数空きが出た場合において、優先枠を設けて特に居住の安定を図る必要がある生活困窮者（下に記載の対象世帯が優先枠世帯です）に対して抽選を行うものです。

優先入居対象者が優先枠への入居の申し込みを行う場合、申込書と併せて優先枠申込書（別紙）を提出してください。優先枠は入居を保証するものではありません。

入居者資格(1)一般申込者資格、(2)単身申込者資格を満たし、かつ次の要件に該当する方は、抽選回数が優遇又は倍率が優遇される優先枠に申し込むことができます。

優先入居対象世帯		申込時に必要な書類
1	生活保護世帯	福祉事務所長の証明書
2	心身障害者世帯 入居者又は同居の親族のいずれかが次の各号に該当する者。 (1)戦傷病者世帯（恩給法特別項症から第6項症及び第1款症） (2)身体障害者世帯（1級から4級） (3)知的障害者世帯（A1又はB1） (4)精神障害者世帯（1級又は2級）	戦傷病者手帳の写し 身体障害者手帳の写し 療育手帳の写し 精神障害者保健福祉手帳の写し
3	母子世帯：配偶者のいない女子であって、現に20歳に満たない者を扶養している者	戸籍謄本等（親権の確認ができるもの）
4	寡夫世帯：所得税法第2条第1項第31の2号に規定する寡夫である者	戸籍謄本等
5	老人世帯：60歳以上であって、同居の親族のすべてが次の各号のいずれか一に該当する者 (1)配偶者 (2)18歳未満の者 (3)60歳以上の者 (4)2の(1)、(2)、(3)及び(4)に掲げる者	手帳の写し等
6	引揚者世帯（引き揚げから5年以内）	永住帰国証明書の写し等
7	多子世帯（同居の親族に18歳未満の者が3人以上いる者）	（住民票、戸籍謄本等）
8	D V被害者世帯	婦人相談所長の証明又は裁判所の保護命令決定書の写し

### 4 入居申し込みに必要な書類

市外在住者等は書類の交付場所が市外、県外等に異なる場合がありますのでご注意ください。世帯の実情により下記以外の書類が必要になる場合があります。特別な事情がある方は事前にご相談ください。

必要書類	必要な方	交付場所
入居申込書		建設課
住民票	入居者全員分（記載事項に省略のないもの） 外国人の場合は登録原票記載事項証明書	市民課
所得証明書	入居予定者全員の市町村長発行のもの。ただし中学生以下は除く（収入のない者も必要）	税務課
納税証明書（完納証明書）	申込者 最新のもの	税務課
在職証明書	市内に住所がなく、勤務先が市内の場合	勤務先
離職票の写し又は退職証明書	退職された方	勤務先
源泉徴収票又は確定申告書の写し	1月～5月に申し込みする場合	勤務先
給与証明書	昨年又は今年、就職された方	勤務先
婚約証明書	婚約状況で申し込みをする場合	建設課

## 5 連帯保証人資格

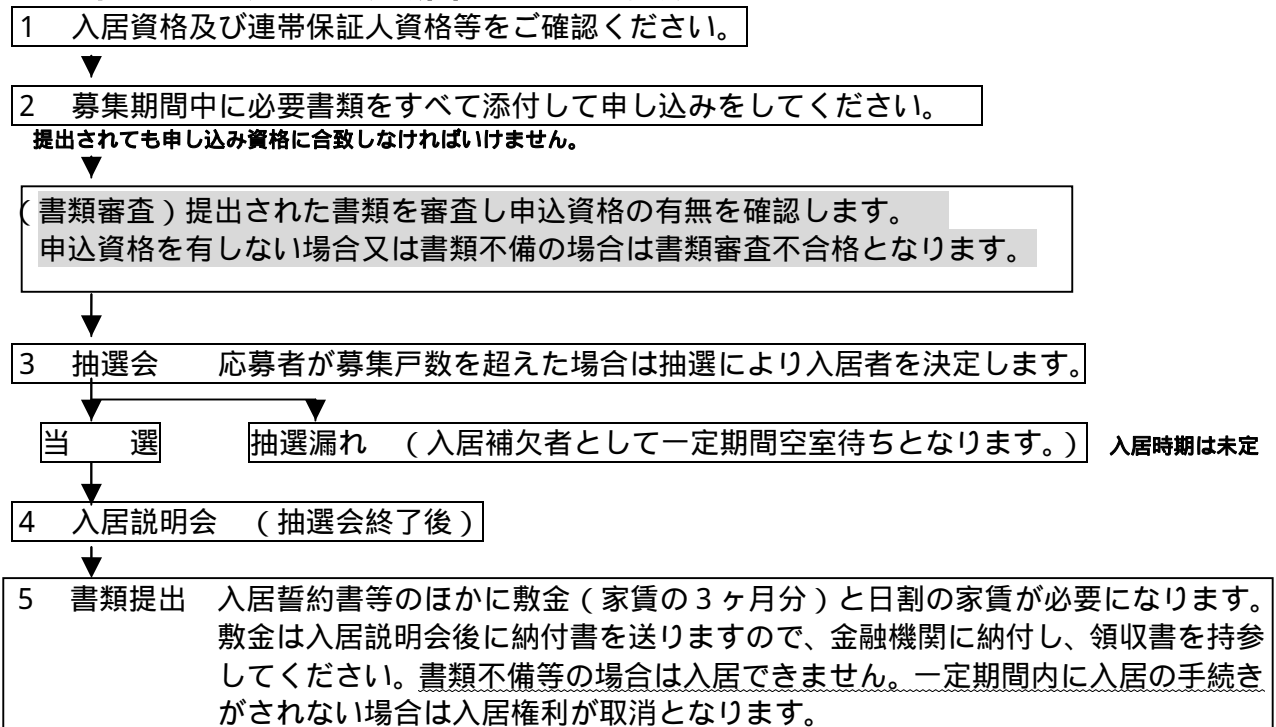
入居の際には一定の要件をすべて満たす連帯保証人が2名（別々の世帯）必要になります。  
連帯保証人になれる方は、原則として東御市内に在住する3親等以内の親族の方です。

<p>連帯保証人資格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未成年でないこと</li> <li>・ 所得がある</li> <li>・ 市税等の滞納がない</li> </ul> <p>連帯保証人の必要書類（当選後）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印鑑登録証明書</li> <li>・ 所得証明書</li> <li>・ 納税証明書</li> </ul>
--

## 6 家賃

家賃については、入居者の所得に応じて算定されます。したがって同じ住宅であっても、家賃は各々異なります。

## 7 申し込みから入居までの手続き





6 入 居 入居手続きが終わり次第、鍵をお渡しします。  
10日以内に入居してください。

## 8 その他

- (1)共益費：家賃のほかに共益費が必要になる市営住宅があります。
- (2)駐車場：駐車場は1戸につき1台です。(ただし、駐車場のない団地もあります。)
- (3)犬、猫等のペットの飼育はできません。

## 9 収入基準の算出方法

「公営住宅法施行令第6条第5項に規定する額」によります。

入居者全員の前年の所得税法における所得金額の合計から該当する特別控除の合計額を控除した残額を12で割った金額が158,000円を超えると申し込み資格はありません。

ただし、次のいずれかに該当する方の世帯については、214,000円以下となります。

- ・ 身体障害者で障害の程度が1級から4級等
- ・ 入居者が60才以上の者、かつ、同居者のいずれもが60才以上、又は18才未満の者である場合
- ・ 戦傷病者で障害の程度が特別項症から第6項症等
- ・ 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の認定を受けている者がある場合
- ・ 海外からの引揚者で5年を経過していないものがある場合
- ・ 小学校就学前の子どもがいる世帯

諸控除一覧表（年間所得金額から次の控除をします。）

区 分	控 除 対 象 者	控 除 額
同居親族控除	申込名義人以外の同居している親族	1人につき38万円
控除対象配偶者	所得税法の配偶者控除の対象として認められている人	
扶養親族控除	同居者以外の所得税法で扶養親族控除の対象と認められている人	
老人扶養親族控除	「控除対象配偶者」又は「扶養親族」で、70才以上の人	1人につき10万円
特定扶養親族控除	16才以上23才未満の人	1人につき25万円
障害者控除	心身障害者があり、手帳等を交付されている人 (1～2級)	1人につき27万円
特別障害者控除		1人につき40万円
寡婦寡夫控除	配偶者と死別又は離婚、婚姻していないか配偶者の生死が不明の人	1人につき27万円限度

### その他の公営住宅等

県営住宅（上小地区）上小地方事務所建築課（上田合同庁舎内）0268-25-7143

雇用促進住宅 ハローワーク上田 0268-23-8609

お問い合わせは 産業建設部建設課住宅係 電話 0268-64-5882（直通）まで